

令和 8 年度宇治市入札監視委員会 第 1 回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 1 日（月） 10 時 00 分～12 時 00 分

2. 開催場所 市役所 703 会議室

3. 出席者

委員会：中田委員長、若竹委員

事務局：本間総務・市民協働部副部長、山下契約課長、清水契約係長、藤川主任

関係課：宮山学校管理課長、福山生涯学習課長、杉原維持課長、平木治水対策課長、
山本配水課長、山口学校管理課副課長、竝川配水課副課長

4. 報告案件

（1）入札制度の概要

（2）令和 7 年度第 4 四半期の発注状況等

- a 業者選定委員会・各部会の開催状況について（令和 8 年 1 月～3 月）
- b 指名停止の状況について
- c 令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間に入札した案件について
（契約方式別集計表・契約方式別一覧表）
- d 令和 7 年度の入札等の実施状況について

（3）令和 8 年度入札・契約制度改革の概要について

5. 審議事項

（1）審議案件抽出理由

（2）審議案件

① 【物品・簡易公募型指名競争入札】

116962-2 宇治市学校給食センター備品 <学校管理課>

② 【役務・簡易公募型指名競争入札】

115315-2 宇治市総合野外活動センター グラウンドゴルフ場給水ポンプ
改修業務 <生涯学習課>

③ 【工事・簡易公募型指名競争入札】

115390-2 宇治白川線（その 6）舗装修繕工事 <維持課>

④ 【工事・一般競争入札】

115245-3 雨水貯留施設（堀池貯留管）整備工事（その 2）
<治水対策課>

⑤ 【工事・一般競争入札】

115788-2 大久保町田原ほか配水管改良工事

<配水課>

Ⅱ. 会議の結果

1. 経過

令和8年1月1日から3月31日までに入札した工事20件、コンサルタント3件、物品63件、役務82件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の案件に特殊な状況があるが、入札結果については特に問題が見受けられるものではなかった。ただし、事前の見積取得や積算資料のチェック体制を整え、適正な競争環境が整うよう努められたい。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【 問 】 1回目は仕様書の誤りで取り止め。2回目は落札率が45.67%となった入札の状況を確認したい。

【 答 】 1回目は、参考商品のメーカーと品番の一部に誤りがあったため、取り止めとなった。当案件の備品については、令和8年度の初めから学校給食センターを開所させるために追加で発注が必要となったものであるが、給食センター整備事業の進捗が予定より遅れていたこともあり、見積を取得する時間がなく、過去の発注実績等をふまえ、定価の約75%で予定価格を設定した。相場に合わせて入札された結果、45.67%の落札率になったと考えている。

【 問 】 低価格で入札できた理由について、参考商品とは違うものが納品されていることはないか。

【 答 】 同等品での入札について申請を受けているが、参考商品の仕様を満たすものである旨を確認している。低価格で入札できる理由について、業者によってメーカーとの関係性や利益の部分減らすなど個々の状況は考えられる。

【委員意見】 低価格での入札となった経緯について確認できた。予定価格については複数業者から見積を取得するなど、適切に設定されたい。

審議案件②について

【 問 】 1回目参加者なしとなり、地域要件を見直し再発注となった経緯を確認したい。

【 答 】 市の他の施設で実施した同種のポンプ改修等の業務について、市内業者を対象とした発注で3～5者の参加実績があったため、当案件についても市内業者を対象としたところ、参加がなかったため、地域要件を京都府内の業者に見直

して再発注した。

【 問 】 1 者入札となった件について、今後同種の発注を行う際の競争環境をどのように考えているか。

【 答 】 当案件では予定価格を定めるにあたり、同センターの管理業務を受託している府外の業者に見積を依頼した。再発注した際にはその業者が落札したが、88.05%の落札率だったため、他の業者も参加できる価格設定であったと考えている。

【委員意見】 市内の業者向けに発注を行うのであれば、市内の対象となる業者から事前に見積を取得するなど、不調とならないよう調整されたい。

審議案件③について

【 問 】 1 回目の積算資料の誤りによる取り止めについて、誤りの内容を確認したい。2 回目不調、その後の再発注はどうしたか確認したい。

【 答 】 積算の誤りについて、本案件は交通量の多い箇所の舗装工事であるため、夜間工事を想定していたが、昼夜の単価を誤っていたことなどにより、予定価格を変更して再発注となった。2 回目はランダム係数が高く算出されたため、全者最低制限価格未満の入札となり不調になった。その後、最新の単価を使用して再度発注し、令和 8 年度に入ってから落札となった。

【 問 】 再発注によってどの程度、日程が変わるのか。

【 答 】 本案件では年末年始や年度をはさんでいたこともあるが、1 回の再発注で 2 カ月程は着手が遅れている。

【 問 】 どのような体制で積算資料の確認を行っているのか。

【 答 】 複数の職員及び管理職で確認をしている。

【委員意見】 職員の負担を減らすため、A I 等のツールを活用した積算資料の確認体制の見直しについても今後検討されたい。

審議案件④について

【 問 】 1 回目は予定価格事後公表で参加者なし。2 回目は積算資料の誤りで取り止め。3 回目は低入札価格調査となった経緯について確認したい。

【 答 】 共同企業体の代表者に京都府内に本店や支店を持つ業者を対象としていたこと、公共工事において大口径の推進工事を 10 年以内に実施した実績を求めていることが参加条件として厳しかったため、地域要件を設けず、実績を 15 年以内に変更等して再発注した。再発注して入札参加はあったが、一部の単価の端数処理などに関する積算資料の誤りで取り止めとなった。なお、3 回目については単価を見直し、予定価格を変更しているが、予定価格及び低入札調査基準価格を事前公表としているため、低入札調査基準価格と同額の入札が複数あった。低入札調査基準価格を下回った入札については、当該価格において契約の内容に適合した履行が可能であるかの調査を行い、落札を決定した。

【委員意見】 違算があり、事前公表になると高額の場合でもくじ引きで落札という結果になりかねない。軽微な違算は人的ミスとして起こり得るため、その許容範囲を定め、

当初の入札条件をできる限り維持し、入札制度の競争環境を保持することが望ましい。その方向での制度改革と適切な運用が進展することを期待している。

審議案件⑤について

- 【 問 】 1回目は積算資料の誤りで取り止め。2回目は低入札価格調査後、落札決定となった経緯について確認したい。
- 【 答 】 推進工事を行う際の土質条件に誤りがあったことなどにより違算となったため、予定価格を変更して再発注した。2回目は、予定価格及び低入札調査基準価格を事前公表としており、低入札調査基準価格を下回った入札のうち最も低い価格の入札について、当該価格において契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行い、落札を決定した。
- 【 問 】 入札時における違算等の取扱いについて、今年度から違算等の程度が軽微な場合は、予定価格を変更し入札を続行できるようにされているが、当案件はその条件に該当するのか。
- 【 答 】 違算による予定価格の変更額だけであれば、軽微な場合と考えられるが、入札書が提出された後から開札を行うまでに提出された予定価格に係る質疑により違算が判明したため、入札を続行する条件には該当しない。
- 【委員意見】 違算の結果、取り止めとなり事前公表になると競争環境に支障をきたす。このような案件が散見されるため、違算の再発防止策については担当課だけの問題としてだけではなく、担当課の垣根を超えて市全体での分析も検討されたい。